

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について（令和2年3月30日元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第3（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 新型コロナ感染症（災害関連資金） 資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の2(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。）</p> <p>5（略）</p>	<p>第3（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 新型コロナ感染症（災害関連資金） 資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令（令和2年政令第45号）で定める日までに融通された実施要綱別表20の2(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。</u>）</p> <p>5（略）</p>

附 則（令和2年6月12日2経営第708号）

この通知は、令和2年6月12日から施行する。